

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	宜野湾市 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

沖縄県 宜野湾市長

公表日

令和7年2月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	老人福祉法による福祉の措置または、費用の徴収に関する事務 ①福祉の措置(老人福祉法第10条の4、第11条) ②措置に要する費用の支弁(老人福祉法第21条) ③措置に要する費用の徴収(老人福祉法第28条) ④措置に関する調査の嘱託及び報告の請求に関する事務(老人福祉法第36条)
③システムの名称	1. 高齢者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 庁内連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 高齢者福祉情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表61の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第32条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86、87の項 (情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 健康推進部 介護長寿課
②所属長の役職名	介護長寿課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 健康推進部 介護長寿課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ②人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。 また、アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底することとしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	(新規追加)	総合事業に係る事務としては、サービス利用の申請を受け、事業対象者を決定する。決定者	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	⑪給付に関する事務 ⑫高額介護サービス費を算定し、申請に基づき	⑪給付に関する事務(負担限度額認定証、住宅改修、福祉用具貸与、福祉用具購入、社福減	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	(新規追加)	⑮総合事業の申請受付 ⑯高額介護予防サービス等費相当事業の申請	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二項番 1、2、3、	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二項番 1、2、3、	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	介護長寿課長 崎間 賢	介護長寿課長 川上 一徳	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	追加	⑲地域支援事業の任意事業の申請	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. 介護保険資格賦課システム 2. 介護保険認定給付システム 3. 収納管理システム	1. 介護保険資格賦課システム 2. 介護保険認定給付システム 3. 収納管理システム	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 介護保険資格賦課情報ファイル 2. 介護保険認定給付情報ファイル 3. 介護保険料収納	1. 介護保険資格賦課情報ファイル 2. 介護保険認定給付情報ファイル 3. 介護保険料収納	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二項番 1、2、3、	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二項番 1、2、3、	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	介護長寿課長 川上 一徳	介護長寿課長	事後	
平成31年2月1日	IVリスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年2月7日	IIしきい値判断項目 1～2	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	宜野湾市では、老人福祉法による福祉の措置または、費用の徴収に関する事務を行います。	老人福祉法による福祉の措置または、費用の徴収に関する事務	事後	
令和7年2月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	・番号法第9条第1項 別表61の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める	事後	
令和7年2月7日	I 関連情報 4. 個人番号の利用	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二項番61、62	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	事後	
令和7年2月7日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取	十分である	評価委託しない	事後	
令和7年2月7日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	十分である	提供・移転しない	事後	
令和7年2月7日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和7年2月7日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	
令和7年2月7日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	